

# グリーン調達・環境関連物質管理基準

YM-E3002

**山下マテリアル株式会社**

改訂 2020年3月10日

版数 2版

## 1. 環境基本方針

山下マテリアル株式会社では、環境理念に基づいた環境方針を定め、環境保全活動に取り組んでいます。

# 山下マテリアル株式会社 環境方針

## 環境理念

山下マテリアルは、  
地球環境の保全が最重点課題であることを認識し、  
社は「信」に基づいて、  
企業活動のあらゆる面で、環境保全に配慮し、自然の営みを尊重し、  
全従業員で豊かな社会づくりを実行する。

## 環境方針

- 1) 当社の事業領域における環境負荷を、出来る限り少なくするために環境目標を設定して、その実現を図る。
- 2) 環境マネジメントシステムの活動を通して、汚染の予防、持続可能な資源の利用を推進し、気候変動の緩和に取り組む。
- 3) 当社に関連する適用可能な法的要求事項及び同意する顧客要求事項を順守する。
- 4) 環境パフォーマンスの向上を目指し、環境マネジメントシステムの継続的改善を図る。

## 2. 目的

本基準は、環境方針に準じて山下マテリアル株式会社(以下 当社)で購入する製品または、製造する製品に使用する材料及び薬剤、副資材(包装材含む)、電子部品等に含有される化学物質(環境関連物質)について、使用を「禁止する物質」、「管理する物質」を明確にし、持続可能な社会の実現に向けて、法令を順守し環境保全に取り組むことを目的とします。

## 3. 適用範囲

本基準は、当社が調達する下記の納入品について適用します。

- 1) 一般購買品 (材料、薬剤、副資材、包装材、電子部品、成形材料等)
- 2) 部分加工品 (銅めっき、表面処理めっき、部品実装、成形品、加工品等)
- 3) 完成品 (FPC、RPC、RPC実装品、成形品)
- 4) 機械設備及び関連する副資料、梱包副資料

## 4. 用語の定義

### 1) 環境関連物質

適用範囲の納入品に含有される物質のうち、当社が管理基準を設定し法規制等や顧客からの管理要請により、当社が管理基準を設定し管理する物質。「禁止物質」と「管理物質」とに区分します。

### 2) 禁止物質 (付表-1、-2)

法規制等により使用・製造や輸入が禁止されている物質。意図的含有がなく、かつ不純物の含有濃度が規制値未満で当社の製品を構成する材料への含有や製造工程での使用を禁止する物質です。

### 3) 管理物質

禁止物質ではないが、代替部材及び代替技術が確立していないため、使用実態を把握し適正処理、リサイクル、健康、安全衛生等を考慮する物質です。

### 4) 含有

意図的であるか否かを問わず製品を構成する部品、又は材料に物質が添加、充填、混入、または付着している状態をいいます。また、製造工程において意図せず混入、付着する場合を含みます。

### 5) 含有率及び含有量

含有率とは、製品及び部品の最少構造単位(均質部位)に対する化学物質の含まれる割合をいい、“ppm” もしくは “wt%” で示します。含有量とは、製品および部品に含まれる化学物質の質量をいい、“mg” もしくは “g” で示します。

## 6) 不純物

天然資源中に含有され工業的な製造過程において技術的に除去しきれない物質、または合成反応の過程で生じ技術的に除去できない物質をいいます。

## 7) 閾値

製品、部品を構成する「最少構造単位(均質部位)」ごとに、その中に占める当該化学物質群の許容含有率を示し、物質の性状(性質と状態)により濃度(ppm)または、重量(wt%)で示します。

## 5. お取引先への依頼事項

### 1) グリーン調達について

当社は、お取引先からの納入品に対して品質、納期、価格に環境要素を加え、以下の要件での評価に基づいて、より環境負荷の低い資材(納入品)を優先調達します。

(1) 取引先様の要件: 法規制を順守し、環境保全活動を実施している事。

(2) 納入品の要件: 禁止物質を含まず、環境負荷低減を考慮している事。

### 2) 環境保全活動への取り組みに関する調査

お取引先における環境保全活動への取り組みにつきまして、環境管理取組評価シート(様式-1)により、調査を実施させて頂くことがあります。

また、お取引先へ伺い、禁止物質が当社納入品に混入する可能性がある工程(納品迄のプロセスを含む)を把握して混入の無い様対策を実施されている等を、監査をさせて頂くことがあります。

### 3) 納入品に含有される環境関連物質の含有調査

当社への納入品に関し、環境関連物質と含有量を把握するため、含有状況の報告書により調査を実施させて頂きます。

また、必要と判断した場合には、納入品の全製造工程における環境関連物質の使用状況についても調査を実施させて頂くことがあります。

◇当社が指定する報告書は、以下の通りです。原則最新版での提出をお願いします。

- ① chem SHERPA
- ② JAMA
- ③ 化学物質分析データ (ICPデータ等)
- ④ ミルシート(金属材料の場合)
- ⑤ SDS(樹脂、電子部品、インク、溶剤、塗料、副資材、梱包材等の安全データシート)
- ⑥ 欧州化学物質庁(ECHA)公表のREACH規則高懸念物質(SVHC)の含有調査表
- ⑦ その他 CMRT(紛争鉱物関連)等

4) 禁止物質及び管理物質の不使用証明書の提出

当社への納入品に関し、禁止物質及び管理物質の含有を確認するため、下記の証明書の提出を頂くことがあります。

- ① 禁止物質の不使用証明書（様式-2）
- ② RoHS 物質の不使用証明書（様式-3）
- ③ 欧州化学物質庁(ECHA)公表の REACH 規則高懸念物質(SVHC)の含有調査票（様式-4）

5) 変更管理について

(1) 4M(製造拠点、製造方法、設備、材料等)変更がある場合は、事前に申請書を提出して下さい。含有化学物質に関する変更は材料の変更に含まれます。

(2) 禁止化学物質について変更がある場合は、事前に速やかに報告をして下さい。

- ・対象の禁止化学物質を納入品に含有することとなった場合
- ・新たに含有が判明した場合
- ・製造工程で、禁止物質を使用するようになった場合
- ・重金属類の含有濃度が包装・梱包材料で定められている基準を越えることとなった場合

(3) 環境活動に関する内容に変更がある場合、自主的に報告をして下さい。

- ・環境管理システムに関する認証等を変更する場合

6) お取引先の仕入れ先についての対応

当社へ納入品は、本基準を満足する事をお取引先に保証して頂きます。従って、貴社のお取引先様(仕入れ先を指します)に対しても本基準を満足するように要請をお願いします。

改訂履歴	2016年12月26日	初版	制定
	2017年12月29日	1版	全面改訂
	2020年3月10日	2版	環境方針、付表1、付表3の改訂

付表-1 禁止物質

No	化学物質名	CAS No.	法規制	主な環境影響
1	アルドリン	309-00-2	化審法	難分解性・高蓄積性
2	エンドリン	72-20-8	化審法	難分解性・高蓄積性
3	クロルデン類	-	化審法	難分解性・高蓄積性
4	ディルドリン	60-57-1	化審法	難分解性・高蓄積性
5	ヘキサクロロベンゼン	118-74-1	化審法	難分解性・高蓄積性
6	DDT	50-29-3	化審法	難分解性・高蓄積性
7	N,N'-ジトリル・パラ・フェニレンジアミン	-	化審法	難分解性・高蓄積性
8	2,4,6-トリ・ターシャリ・ブチルフェノール	732-26-3	化審法	難分解性・高蓄積性
9	トキサフェン	8001-35-2	化審法	難分解性・高蓄積性
10	マイレックス	2385-85-5	化審法	難分解性・高蓄積性
11	ビス(トリブチルスズ)＝オキシド	56-35-9	化審法	難分解性・高蓄積性
12	ポリ塩化ビフェニル(PCB)類	-	化審法	難分解性・高蓄積性
13	ポリ塩化ナフタレン類(塩素数が2以上のもの)	-	化審法	難分解性・高蓄積性
14	ジコホル	-	化審法	難分解性・高蓄積性
15	ヘキサクロロブタ-1,3-ジエン	87-68-3	化審法	難分解性・高蓄積性
16	2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール	3846-71-7	化審法	難分解性・高蓄積性
17	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)別名 PFOS 又はその塩	-	化審法	難分解性・高蓄積性
18	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホニル)＝フルオニド(別名 PFOSF)	307-35-7	化審法	難分解性・高蓄積性
19	ペンタクロロベンゼン	608-93-5	化審法	難分解性・高蓄積性
20	$\alpha$ -ヘキサクロロシクロヘキサン	319-84-6	化審法	難分解性・高蓄積性
21	$\beta$ -ヘキサクロロシクロヘキサン	319-85-7	化審法	難分解性・高蓄積性
22	$\gamma$ -ヘキサクロロシクロヘキサン(別名 リンデン)	58-89-9	化審法	難分解性・高蓄積性
23	クロルデコン	143-50-5	化審法	難分解性・高蓄積性
24	ヘキサブロモビフェニル	36355-01-8	化審法	難分解性・高蓄積性
25	テトラブロモジフェニルエーテル	-	化審法	難分解性・高蓄積性
26	ペンタブロモジフェニルエーテル	-	化審法	難分解性・高蓄積性
27	ヘキサブロモジフェニルエーテル	-	化審法	難分解性・高蓄積性
28	ヘプタブロモジフェニルエーテル	-	化審法	難分解性・高蓄積性
29	エンドスルファン	115-29-7	化審法	難分解性・高蓄積性

No	化学物質名	CAS No.	法規制	主な環境影響
30	ヘキサブロモシクロデカン (HBCD)	3194-55-6	化審法	難分解性・高蓄積性
31	ペンタクロロフェノール(PCP)とその塩及びエステル類	-	化審法	難分解性・高蓄積性
32	ポリ塩化直鎖パラフィン(炭素系が10~13で塩素の含有数が全体量の48%超のもの)	-	化審法	難分解性・高蓄積性
33	デカブロモジフェニルエーテル	-	化審法	難分解性・高蓄積性
34	ペルフルオロオクタン酸(PFOA)とその塩及びPFOA関連物質	-	化審法	難分解性・高蓄積性
35	石綿(アスベスト類)	-	労安法	発ガン性
36	ビス(クロロメチル)エーテル	542-88-1	労安法	発ガン性
37	4-アミノジフェニル及びその塩	92-67-1	労安法	発ガン性
38	4-ニトロジフェニル及びその塩	-	労安法	発ガン性
39	ベンジジン及びその塩	92-87-5	労安法	発ガン性
40	$\beta$ -ナフチルアミン及びその塩	91-59-8	労安法	発ガン性
41	黄りんマッチ	-	労安法	発火性・急性毒性
42	ベンゼンのり(ベンゼン5%を超えるもの)	-	労安法	発ガン性
43	オゾン層破壊物質	-	オゾン層保護法	オゾン層破壊
44	赤リン	7723-14-0	顧客要求	マイグレーション発生

付表-2 禁止物質 RoHS 対応法規制 2011/65/EU(RoHS) Annex II (2015/863/EU) Annex III Annex IV

No	化学物質名	閾値	主な環境影響
1	カドミウム及びその化合物	75ppm	腎臓機能障害、生殖欠陥、発ガン性
2	六価クロム化合物	1000ppm	発ガン性
3	鉛/その化合物	800ppm	中枢神経系機能障害、発ガン性
4	水銀/その化合物	1000ppm	脳障害、精神障害
5	PBB 類	1000ppm	生物体内蓄積性、燃焼時ダイオキシン発生
6	PBDE 類	1000ppm	生物体内蓄積性、燃焼時ダイオキシン発生
7	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル) DEHP	1000ppm	生殖毒性
8	フタル酸ブチルベンジル BBP	1000ppm	生殖毒性
9	フタル酸ジブチル DBP	1000ppm	生殖毒性
10	フタル酸ジイソブチル DIBP	1000ppm	生殖毒性

付表-3 管理対象物質

	管理対象基準
LR01	日本 化学物質審査法第一種特定化学物質 (CSCL) (付表-1 以外の物質)
LR02	米国 有害物質規制法 (TSCA)
LR03	EU ELV 指令 2011/37/EU
LR04	EU RoHS 指令 2011/65/EU ANNEX II
LR05	EU POPS 規則 (EC)No850/2004 ANNEX I
LR06	EU REACH 規則(EC) No1907/2006 Candidate List of SVHC for Authorisation (認可対象候補物質) 及び ANNEX XIV (認可対象候補物質)
LR07	EU REACH 規則 (EC) No1907/2006 規則 ANNEX XVII (制限対象物質)
IC01	Global Automotive Declarable Substance List (GADSL)
IC02	IEC 62474 DB Declarable substances groups and declarable substances

作成日: 年 月 日

環境管理取組評価シート

会社名: \_\_\_\_\_  
 所在地: \_\_\_\_\_  
 代表者名: \_\_\_\_\_ 印  
(または責任者名)  
 ご回答の窓口 部署名: \_\_\_\_\_  
 氏 名: \_\_\_\_\_  
 電話番号: \_\_\_\_\_

(1) 環境管理の取組み体制

( 該当個所に○ )

		はい	いいえ
①	IS014001 を認証取得している。	認証取得日:	
		認証機関:	
	IS014001 取得のため活動中である。	審査予定日:	
		認証機関:	
	その他の第三者認証取得による環境マネジメントシステムを構築している。	登録日:	
		登録機関:	
	その他の第三者認証取得による環境マネジメントシステム取得のため活動中である。	登録予定日:	
		登録機関:	

上記で認証取得済みの場合は、以下②の回答は不要。  
 また、現在、取得活動中であり予定日と機関が決定している場合も、以下②の回答は不要。

( 該当個所に○ )

		はい	いいえ
②	(a)	環境保全に関する企業理念、方針、自主基準、目標及び目標達成のための実行計画がある。	
	(b)	環境保全に関する管理責任者、組織、委員会等を設置し、環境負荷低減目標を実行計画に基づき実施している。	
	(c)	環境保全に関する法規制を順守している。	
	(d)	環境保全に関する取組みについて内部監査の手順があり実施している。	
	(e)	環境保全への取組みとしての手順があり運用、評価を行っている(エネルギー管理、廃棄物管理、化学物質管理、環境リスク管理、製品アセスメント、環境保全に関する教育、環境保全に関する緊急事態への対応)。	

(2) 製品アセスメントにおける環境保全への配慮

( 該当個所に○ )

		はい	いいえ
①	水、森林、金属など天然資源の節約を行っている。		
②	投入資源の削減を行っている。		
③	製造時における排出物削減及び廃棄物発生を最小化を図っている。		
④	製造時、輸送におけるエネルギー消費の最小化を図っている。		
⑤	輸送の効率化及び省資源化のために、包装材の削減を行っている。		
⑥	納入資材そのものの消費電力、待機電力等の削減を行っている。		
⑦	リサイクル性を配慮している(材料の識別、再生材の利用、部品の再利用)。		
⑧	製品に使用している原材料の環境化学物質(RoHS 規制)を把握している。		
⑨	製造工程における製品への汚染物質は把握している。		
⑩	梱包材料に対して製品への汚染物質は把握している。		

**禁止物質の不使用証明書**

記入日	
会社名	
部門名	
責任者役職	
責任者名	印
記入者名	
連絡先電話番号	
FAX番号	
メールアドレス	

製品名 : \_\_\_\_\_

上記製品において、当社のグリーン調達・環境関連物質管理基準(YM-E3002) \_\_ 版の  
付表-1、付表-2 に示す禁止物質を使用していない事を証明します。

**RoHS物質の不使用証明書**

記入日	
会社名	
部門名	
責任者役職	
責任者名	印
記入者名	
連絡先電話番号	
FAX番号	
メールアドレス	

製品名 : \_\_\_\_\_

上記製品において、RoHS10物質を使用していない事を証明します。

**RoHS10物質**

No	禁止物質名	閾値	備考
1	カドミウム及びその化合物	75ppm	
2	六価クロム化合物	1000ppm	
3	鉛及びその化合物	1000ppm	
4	水銀及びその化合物	1000ppm	
5	ポリ塩化ビフェニル類(PBB類)	1000ppm	
6	ポリ臭化ジフェニルエーテル類(PBDE類)	1000ppm	
7	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル) DEHP	1000ppm	
8	フタル酸ブチルベンジル BBP	1000ppm	
9	フタル酸ジブチル DBP	1000ppm	
10	フタル酸ジイソブチル DIBP	1000ppm	